

令和4年第7回宝塚市教育委員会の会議（定例会）会議録

1 開催日 令和4年4月28日（木）

2 場 所 宝塚市役所 特別会議室

3 開会時間 午後2時15分

4 閉会時間 午後2時55分

5 出席した委員の氏名

五十嵐 孝教育長、木野 達夫委員、篠部 信一郎委員、望月 昭委員

及び松浦 一枝委員

6 除斥した委員の氏名

7 委員及び傍聴人を除く、議場に出席した者

管理部長	高田 輝夫	教育企画課長	岡本 進
学校教育部長	坂本 三好	職員課長	奥田 利富美
社会教育部長	番庄 伸雄	学事課長	今社 政彦
管理室長	福井 健介	幼児教育センター所長	三ヶ尻 桂子
学校教育室長	伴 康史	教育研究課長	山口 直人
		社会教育課長	水野 寧
		学校教育課副課長	片上 健太郎
		教育研究課係長	岡坂 隆志

8 会議の書記

教育企画課事務職員 藤原 明穂

9 議題

○議案第14号 令和4年度教育委員会所管一般会計補正予算（第2号）（案）の提出について意見を申し出ることについて

○議案第15号 宝塚市公立学校教科用図書採択にかかる基本方針等の策定及び教科用図書の調査研究の諮問について

○議案第16号 民事調停法第17条による決定について同法第18条第1項による異議の申立てを行わないことについて意見を申し出ることについて

会議の概要

開会 午後 2時15分

五十嵐教育長 令和4年第7回宝塚市教育委員会の会議（定例会）を開催いたします。傍聴希望の方はいらっしゃいますか。

岡本課長 おられません。

五十嵐教育長 それでは、本日の署名委員は篠部委員でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日の付議案件は、議決事項2件です。

それでは、進行について、事務局からお願いします。

岡本課長 本日の付議案件は、議決事項2件です。案件については、一覧のとおりです。御審議のほどよろしくお願いいたします。

五十嵐教育長 それでは、議案第14号 令和4年度教育委員会所管一般会計補正予算（第2号）（案）の提出について意見を申し出ることについて担当課より説明をお願いいたします。

岡本課長 議案第14号 令和4年度教育委員会所管一般会計補正予算（第2号）（案）の提出について意見を申し出ることについて、内容を御説明申し上げます。

本件は、令和4年度一般会計補正予算（第2号）（案）のうち、教育委員会関係予算に関しまして、令和4年6月市議会（定例会）に議案を提出するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に次の予算案をもって意見を申し出るものです。

原議書の1ページを御覧ください。令和4年度教育委員会所管一般会計補正予算（第2号）（案）につきましては、歳入予算に27,112千円を増額し、総額を1,572,098千円といたします。また、歳出予算に26,290千円を増額し、総額を4,896,230千円といたします。

4ページの資料を御覧ください。内容につきましては、歳入が8件、歳出が2件になっています。

主なものですけれども、5番と6番、幼児教育センターにつきまして、園務システム使用料を15,180千円計上しております。こちらは、臨

時交付金を活用して園務支援システムを導入しようとするものです。

続きまして、7番と8番を御覧ください。

社会教育課所管になりますけれども、文化財改修工事費として、11,110千円を計上しております。こちらは、県補助金を活用して旧東家住宅の茅葺屋根の張替え工事を行おうとするものです。

それぞれにつきまして、担当の方から詳細のほうを説明させていただきます。

三ヶ尻所長

幼児教育センターです。園務システムの導入は、まずは幼稚園の端末にあたるパソコン本体とWi-Fi環境の整備が必要となりますが、それは教育研究課が10月に小中学校の端末とネットワークの更新に合わせて、幼稚園の端末とネット環境の整備を行います。そこで、幼稚園でもモバイル型パソコンが園長、副園長2人に1台、担任に1台ずつ、Wi-Fi環境については、統廃合対象外の7園の遊戯室に設置し、今後閉園となる3園には、モバイルルーターを貸与する予定です。

従いまして、10月には小中学校と同じようにハード面の環境が整備されます。

園務システムとして、現在小中学校では、校務支援システムが入っていますが、幼稚園は小中学校に比べて使える機能が限られており、事務の効率化を図るまでには至っていませんでした。

そこで、今回園務システムを導入することで、事務の効率化を図り、子どもに向き合うための時間を確保するとともに、子育て支援にも力を入れていこうとするものです。このシステムを導入することで、4点の効果が挙げられます。

1点目は、欠席や遅刻の連絡、預かり保育の迎えの時間、当日の健康状況が保護者はアプリに切り替えることで、ワンタッチで申請が出来ます。職員も朝の忙しい時間に電話対応の負担が軽減されます。

2点目は、異動月報、出席簿、指導要録の作成は、入力履歴を活用することで、入力の労力を最小限に抑えることが出来ます。他の帳票と連動させる機能を効果的に活用することで、帳票作成の効率性を高めることが出

来ます。

3点目は、保護者へのお知らせ文書、連絡帳、健康記録も連絡メールアプリで送信が可能となり、子どもの成長記録の軌跡が手軽に確認できるなど、保護者の利便性を向上するとともに、職員は印刷、配布の負担が減ります。

4点目は、モバイルパソコンを活用することで、子どもたちに準備できる教材の幅や量が広がり、子どもたちの体験をより豊かにすることが出来ます。職員の教材準備時間短縮にも繋がります。こうした端末やネット環境の整備については、同じ6月補正において、公立保育所においても新型コロナの臨時交付金を活用して整備する予定だと聞いております。幼児教育センターでは、幼稚園とともに研究を進めながら、システムを有効活用していきます。説明は以上となります。

水野課長

続きまして、社会教育課のほうから文化財保護事業で文化財の工事費11,110千円について概要を御説明させていただきます。

こちらの文化財は、宝塚自然の家の敷地内にごございます旧東家住宅で、江戸時代中頃の農家の家造りということで、西谷地域にあったものを自然の家の中に移築されたものです。こちらの文化財は、県指定の重要有形民俗文化財ということになっております。この度、県の方で修繕にかかる補助金の目途がつかまりましたので、半分県の補助をいただきながら、残り半分は市の財源をもってこの6月補正で要求し、今年度中に屋根の葺き替えを行うものです。

この旧東家住宅の屋根の葺き替えにつきましては、今回予定しておりますのが、南面、西面ということで、令和元年度に東面、北面、それから屋根のてっぺんの棟の部分、こちらの方を令和元年度に葺き替えをしております。今回残りの面につきまして、県補助を受けて市の財源と一緒に屋根の葺き替えを行うものでございます。一応、工程としましては、冬の時期ですね、ちょうど自然の家が4月から指定管理者による再オープンしたんですけれども、12月から2月の冬の期間は休所という形にしておりますので、今のところその休所期間中に改修工事を行えたらいいかなというこ

とで今後調整をしていきたいと思っております。旧東家の概要につきましては、お手元の方に資料を配布しております。私の方からは以上です。

番庄部長

少し補足説明させてください。今お手元の資料は、現状の写真をホームページから抜粋いたしました。1枚目にあるのは、現状のちょうど南から北に向かって見た面になっております。この旧東家の特徴は、上の三角形の屋根、これを切妻造といい、そして屋根の部分を寄棟と言うそうですが、この二つが組み合わさった凝った屋根となっております。これは文化財として後世に残すべき物件ということで、私共、保全をしているところでございます。

一方でこの茅葺につきましては、20年から30年が寿命と言われておりまして、茅葺は40年近く経ってやっと解体を行いました。

ということで、やっと出来たのが約3面、残り2面が残っているという状態でした。なので、今回この2面を行って完全なる復元を行うということです。子どもたちには現在、ビフォーアフターという形で見せております。40年経ったらこうなるんだよ、新しく替えるとこうなるんだよと説明しておりますが、今回全てが新しくなるということになりますので、出来上がったらこうなるんだよということをお伝えできるように、遠足とかで来ていただく子どもたちには、そのようなことをご案内して、昔の佇まいであるとか、暮らしとかを子どもたちに伝える場として活用しておりますので、何卒、今回の補正予算につきまして、ご了承いただきたいと考えております。以上でございます。

岡本課長

担当からの説明は以上でございます。

五十嵐教育長

ありがとうございます。この件につきまして、何か御質問ございますか。

望月委員

40年間葺き替えていなかったということなんですが、次回も恐らくそれぐらい先のことになると思うんですけど、実際40年葺き替えていなかったことでのトラブルみたいなものは、どんなものがあったんでしょうか。

番庄部長

もちろん40年間何もせずに放置していたわけではなく、差し芽といいまして、崩れたところだけをちょっと継ぎ足しながら、あるいは剪定をしながら保ってきたというふうにして参りました。

ただ、全体の寿命としては20年から30年ということになりますので、

葺き替え前というところを小さな写真で掲げておりますけれども、あまりにも型が崩れてきたりとか、あるいは外来生物が侵入いたしまして、この茅葺屋根をむしってしまうということも起きていました。そのたびに小修繕を繰り返していたんですけれども、いよいよこの茅葺屋根に苔が生えたりとか、あまりにも屋根としての機能が果たせなくなってきたということがありまして、やっと予算がつきまして、このような形で40年ぶりに3年前に行ったと。さらに県の補助金を使って残った分が出来るようになったという経緯でございます。

望月委員 昔は一般的なものだったと思われるんですけど、今は全然職人さんとかがいらっしゃらなくて、それで値段も高くなっているということですよ。

番庄部長 ご指摘のとおり、なかなかこういう茅葺屋根を作っていく職人さんが減っているようでございます。なので、6月の補正予算でつけても完成は年度末になるというその理由の一つにこれを手配するのに、非常に時間がかかるということと、茅そのものは調達できるにしても、職人の手が減っているという状況でございます。その中で守っていかなければならないということですよ。

望月委員 ありがとうございます。

五十嵐教育長 順調にいったら、完成は今年度末ですか。

番庄部長 今年度末ぐらいになりそうです。先ほど12月と御案内したのは、それぐらいにならないと職人の確保が出来ないということです。あと、雨が降る時期はやはり、あまり好ましくないということで屋根の葺き替えは、できるだけ雨の降らない時期ということになります。ただ、心配なのは雪が降るとかあるんですけども、そのあたりは相談しながら行っていくということになります。

五十嵐教育長 他に御質問、御意見等ございませんか。

では、私から一つ、幼稚園の園務システムの更新の説明があったのですが、それからいくと例えば欠席は、今度小中学校も更新を予定していますよね。その中で今みたいに幼稚園もアプリを使って保護者の方が連絡が出来るみたいな説明がありましたけれど、小中もそうなるということですか。

- 山口課長 システム的にやれないことはないとは思ってはいるんですけども、ただ幼稚園の場合は、基本的には保護者が連絡をしてこられるという形で、小中学校も基本はそうなんですけれども、小学校中学校ぐらいになってきますと、もう端末をそれぞれ自分で使いますので、自分で勝手に欠席連絡をして保護者に内緒で休むみたいな、そういうケースも想定されますので、そういったところをどう解決していくかというような部分もありまして、その辺のシステムの導入というところは、色々精査をしていく必要があるかというふうには考えています。
- 木野委員 スクリレやっていますよね。
- 山口課長 はい。今、実証実験という形で昨年度何校かでやらしていただいています。
- 木野委員 まだ、実証実験なんですね。
- 山口課長 今年度からもう実際に運用されているところも勿論あるんですけども、それが市内全校での統一したものではないので、学校によって他社のアプリですとか、システムを使っているところも、学校によってまちまちなどころがありまして、統一してこういう形で出欠システムというのを構築するところまでは至っていないというのが現状です。
- 木野委員 御殿山中学では、アプリを使っていました。
- 望月委員 ミマホルメとかは、導入している学校が多いですよ。
- 山口課長 そうですね。
- 望月委員 ミマホルメの欠席連絡とかは、そういうのを使っている学校もあると思うんですが。
- 山口課長 あれも確か有料オプションでした。無料の部分でしたら学校からのメール配信ですとか、校門通過のお知らせメールとかそういったところは、フォローされているかと思います。
- 五十嵐教育長 だから、スクリレでも一定料金掛かるんですよ。そのシステムだと。それで、幼稚園で導入しようとしているのは、料金は掛からないんですか。
- 三ヶ尻園長 その新システムの中に入っています。
- 五十嵐教育長 新システムの中に入っているから。そしたら保護者の方はどんなアプリを起動するんですか。

- 山口課長 そこまでは把握しておりません。申し訳ないです。
- 五十嵐教育長 今聞いていて思いましたのは、幼稚園でそういうのが出来るとすれば、小中学校も併せて同じようなものを導入して、今、スクリレにしてもミマホルメにしても、一定そういう保護者の利便性を高めようと思ったらそこに課金されるという問題があって、なかなか進んでいないというところがあると思うので、その研究はしていただけたらなと思います。小中学校も9月ぐらいから教師の校務用のパソコンを全部タブレット型に切り替えようと思っていますので、その時にシステムをもし変えるんだったら、そういうことも検討いただけたらなと思います。無理な話ですか、今のは。
- 山口課長 先ほど申し上げたように、システム的には可能だと思います。色々クリアすべき課題はあるかとは思いますが、あとはそれをどれだけ確立できるかと市内で統一できるかだと思います。
- 五十嵐教育長 ちょっとそこは検討いただきたいと思います。
- 他に御質問、御意見等ございますか。よろしいでしょうか。
- 委員 (なし)
- 五十嵐教育長 それでは、議案第14号 令和4年度教育委員会所管一般会計補正予算(第2号) (案)の提出について意見を申し出ることについては、原案通り可決といたします。ありがとうございました。
- 続きまして、議案第15号 宝塚市公立学校教科用図書採択にかかる基本方針等の策定及び教科用図書の調査研究の諮問について、担当課より説明をお願いします。
- 山口課長 教育研究課です。議案第15号 宝塚市公立学校教科用図書採択にかかる基本方針等の策定及び教科用図書の調査研究の諮問につきまして、提案理由及び内容を御説明申し上げます。
- 本件は令和5年度使用の宝塚市公立学校教科用図書というものを採択するにあたりまして、その適正化というのを図るために、宝塚市公立学校教科用図書選定委員会に対しまして、基本方針等の策定及び教科用図書の調査研究について諮問をするものです。
- 諮問事項1の「令和5年度使用宝塚市公立学校教科用図書の採択の基

本方針について」でございますが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び学校教育法附則第9条第1項、並びに令和4年3月31日付けの文部科学省通知の「教科書採択における公正確保の徹底等について」また、「令和5年度使用教科書の採択事務処理について」というこういったことに基づきまして、令和5年度使用宝塚市公立学校教科用図書を採択するものです。つきましては、教育委員会が作成いたしました基本方針（案）（別紙2）について協議をいただきたく、諮問をいたします。

続きまして、諮問事項2の「令和5年度使用学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択方針について」ですが、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書というのが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条の適用対象外となっておりまして、採択する期間というものが規定されていないために、児童生徒一人ひとりの障^{しょうがい}碍の種類、それから程度、もしくは症状に応じるように毎年採択替えというものを行うことができます。ついては、教育委員会が作成いたしました採択方針（案）（別紙4）について協議をいただきたく、諮問をいたします。

諮問事項1、それから諮問事項2につきましては、別紙のとおり教育委員会案を選定委員会に提示をいたしまして、本年5月16日までに選定委員会から答申をいただく予定としております。

その後、教育委員会の会議におきまして、上記の答申内容が協議をされまして、各方針が決定されました後に、「令和5年度使用学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の調査研究」というものを進めていただいて、本年7月14日までに調査研究結果の答申をいただくこととしております。

なお、今後の採択の流れについてまとめたものを資料の最終ページの方につけておりますので、またご確認いただきたいと思います。

説明は以上です。

五十嵐教育長

はい、ありがとうございます。

- 確認ですけれども、今年度の教科書採択は内容としては何でしょうか。
- 山口課長 一般図書の採択という形になります。
- 五十嵐教育長 もう少しそれをかみ砕いていただくと、一般図書って何ですか。
- 山口課長 特別支援学級もしくは、特別支援学校の児童生徒に対しまして、通常無償
給与されます教科用図書ではなく、なかなかこう学習がしんどい子に対しま
して、その障碍の程度とか状態に応じて適切な教科書というものをまた別に
選定をすることが出来るということになっておりまして、そういった図書の
ことを一般図書と呼んでおります。
- 五十嵐教育長 じゃあ本年度は、その一般図書の採択ですね。
- 山口課長 はい。
- 五十嵐教育長 それにつきまして諮問、教科書採択の調査研究の諮問ということで、議案
として提案していただきました。このことにつきまして、御質問等ございま
すでしょうか。ちょっと文章がたくさんありますので、しばらく目を通して
いただいて。案がいくつもありますので。
- では、この議案第15号について、御質問、御意見ございませんでしょ
うか。
- 簡単にこの後のスケジュールをちょっとお願いできないでしょうか。
- 山口課長 先ほども御紹介しましたが、資料の最後につけております、令和4年度
教科書採択の流れを御覧いただけますでしょうか。それぞれ数字順にこうい
った流れで選定をしていきますというところの流れを記載しております。
- まず、①が本日の教育委員会（定例会）において採択方針の諮問という
ものを行っております。その後、②のところになりますが、5月9日に第
1回選定委員会、その選定委員の委嘱式というものを行いまして、それを以
って、まず教育委員会に対して、またこの③答申というものを作成いただき
ます。その後、5月26日の教育委員会定例会におきまして、採択方針を決
定していただきまして、そこから⑤ですね、実際に一般図書選定し調査をし
ていただく調査員の委嘱、それから調査委員会というものを随時行っていく
こととなります。それと並行いたしまして、教科書展示会というものを6月
17日から7月2日までにかけて、教育総合センターにおいて実施を致

します。そこで教科書等を一般の方に見ていただけるという形になります。そして、調査研究が7月1日までになっておりますのでそれを終えまして、報告書というものを選定委員会の方に提出をいたします。その報告書を持ちまして、7月7日に第2回選定委員会を開きまして、そこで調査員の方から選定委員会のメンバーに対して、調査研究結果というものを報告いたします。それをもちまして、最終的に選定委員会の方で報告書という形を認定していただきまして、⑨ですね、7月14日に答申という形で教育委員会の方にまた出していただいて、最終的に7月21日の教育委員会の定例会で採択をしていただく、そういった流れになっております。よろしくお願いいたします。

五十嵐教育長

はい、ありがとうございます。本日、基本方針等について御了解いただければ、今説明があったような流れで教科書の採択が進んで参ります。具体的には、6月2日から7月1日の間の1か月間ほどの間に一般図書の採択について調査研究をしていただいて、その結果、これで行きますということが7月末あたりには採択されて、事務が進んでいくということになります。また途中でこの教育委員会でもその結果については御報告、御承認をいただくことになると思いますね。

他に御質問、御意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

委員

(なし)

五十嵐教育長

なかなか教科書の採択は毎年のようにあるんですが、結構手続きとかややこしいものでございます。

それでは、特に御意見無いようですので、議案第15号宝塚市公立学校教科用図書採択にかかる基本方針等の策定及び教科用図書の調査研究の諮問については、原案通り可決といたします。ありがとうございました。

五十嵐教育長

本日予定の案件は以上ですが、他に御報告いただくことはありますか。

岡本課長

はい、当日追加の議決事項がございます。お手元に当日配布資料と書いてお配りをしております。議案第16号 民事調停法第17条による決定について同法第18条第1項による異議の申立てを行わないことについて意見を申し出ることについてです。本件は、個人に関する情報を含みますの

で非公開での審議をお願いいたします。以上です。

五十嵐教育長 それでは、事務局から議案と追加する件について説明がありましたが、議案を当日追加することに異議はございませんか。

委員 (異議なし)

五十嵐教育長 はい、ありがとうございます。それでは、本日の議案として取り扱うことにいたします。事務局から説明がありましたように非公開といたします。

では、議案第16号 民事調停法第17条による決定について同法第18条第1項による異議の申立てを行わないことについて意見を申し出る
ことについて、担当課より説明をお願いいたします。

【 非公開案件の審議あり 】

五十嵐教育長 他に御報告いただくことはありませんか。

岡本課長 ございません。

五十嵐教育長 それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午後 2時55分